

添付法令資料 3 :

ウズベキスタン法令ニュースレター ～投資ビザの導入～

ウズベキスタンにおいては、技術革新、幅広い分野のハイテク産業、高性能機器を用いた国際競争力の高い製品製造業等の促進を目的として、本年 6 月 1 日から、同国北西部のナボイ州自由経済特区所在の現地法人の外国人設立者に対して、「投資ビザ」を発給することとした（2019 年 5 月 15 日付大統領令(UP-5719)第 8 項 r 号）。同ビザは、有効期間 3 年で、ウズベキスタン国内に滞在中でも延長手続が可能であり、これに伴って、家族にもビザが発給されることになっていた。

なお、この大統領令に先だち、2019 年 1 月 17 日付大統領令(UP-5635)第 11 項では、本年 3 月 1 日から同様のビザをすべてのウズベキスタン国内法人の外国人設立者及び出資者並びにその家族に発給することが予定されていたが、とりあえず、ナボイ州自由経済特区所在の現地法人の外国人設立者について、上記のとおり、本年 6 月 1 日から投資ビザが発給されることとなったものである。

以上のような状況の下で、本年 9 月 19 日付大統領令(UP-5833)は、上記措置を一般に拡大するため、ウズベキスタンに入国して滞在する外国人のための入国ビザの一覧（同年 1 月 5 日付大統領令第 UP-5611 号付属書 5 号）に新たなビザの種類となる「投資ビザ」(Investment visa)を追加した。

今回の変更により、「投資ビザ」は、計算基礎額¹の 8500 倍の金額（約 2,150 万円）をウズベキスタンの経済に投資した外国籍者又は無国籍者に発給されることになった。ビザ発給条件である投資とは、法人の新設（合弁又は 100%の株式・持分保有）又は株式会社や有限責任会社等の株式若しくは持分を購入することをいう。この「投資ビザ」は、3 年間有効で、マルチプル（何度も入国可能）である。同ビザを取得するためには、投資対象の法人が申請書を提出する必要がある。その有効期間は、ウズベキスタン国内に滞在中に延長可能である。なお、「投資ビザ」取得者の配偶者並びに父母及び子に対しては、「投資ビザ」と同一の期間有効でウズベキスタン国内滞在中に延長可能な「ゲスト・ビザ」(гостевая виза)が発給される。

ヤラシェフ・ノディルベック
ウズベキスタン共和国弁護士

¹ この計算基礎額とは、租税、関税、手数料、罰金等の公租公課の計算のために利用される金額であり、現時点では、223,000 スム（約 2500 円）と定められている。